

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>別紙 税理士法第 50 条の規定による臨時の税務書類の作成等の許可の審査基準</p> <p>一～三 (省略)</p> <p>四 税理士法第 50 条の許可を申請した者が、次の一に該当することとなった場合においては、その許可を与えないものとする。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 税理士法第 24 条（登録拒否理由）第 1 号<u>又は</u>第 3 号から<u>第 6 号</u>イまでに該当する場合</p> <p>3 (省略)</p>	<p>別紙 税理士法第 50 条の規定による臨時の税務書類の作成等の許可の審査基準</p> <p>一～三 (同左)</p> <p>四 税理士法第 50 条の許可を申請した者が、次の一に該当することとなった場合においては、その許可を与えないものとする。</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 税理士法第 24 条（登録拒否理由）第 1 号<u>および</u>第 3 号から<u>第 6 号</u>までに該当する場合</p> <p>3 (同左)</p>